

別海町議会会議録

第2号(令和5年12月12日)

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

① 8番 田村 秀男 議員

② 13番 中村 忠士 議員

③ 3番 高橋 眞結美 議員

④ 1番 市川 聖母 議員

⑤ 7番 横田 保江 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

① 8番 田村 秀男 議員

② 13番 中村 忠士 議員

③ 3番 高橋 眞結美 議員

④ 1番 市川 聖母 議員

⑤ 7番 横田 保江 議員

○出席議員(16名)

1番 市川 聖母

2番 吉田 和行

3番 高橋 眞結美

4番 伊勢 徹

5番 貞宗 拓雄

6番 宮越 正人

7番 横田 保江

8番 田村 秀男

9番 小椋 哲也

10番 外山 浩司

11番 今西 和雄

12番 松原 政勝

13番 中村 忠士

14番 佐藤 初雄

副議長 15番 戸田 憲悦

議長 16番 西原 浩

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長 曾根 興三

副町長 浦山 吉人

教育長 相澤 要

農業委員会会長 信夫 重勝

総務部長 伊藤 輝幸

福祉部長 干場 みゆき

産業振興部長 佐々木 栄 典
 教育部長 宮本 栄 一
 病院事務長 三戸 俊 人
 選挙管理委員会書記長 寺尾 真太郎
 福祉部次長 谷村 将 志
 建設水道部次長 外石 昭 博
 監査委員事務局長 新堀 光 行
 総合政策課長 松本 博 史
 防災・基地対策課長 岩口 裕 昭
 尾岱沼支所長他 大坂 恒 夫
 介護支援課長 高橋 勇 樹
 町民課特命課長 上田 健 一
 町民保健センター兼母子健康センター長 小川 信 明
 水産みどり課長 小野 武 史
 建築住宅課長 外石 昭 博
 上下水道課長 千葉 宏
 指導参事 吉光寺 勝 己
 生涯学習課長 木戸口 誠
 防災・基地対策課主幹 橋本 達 也
 学校給食センター主幹 平下 奈津子
 防災・基地対策課主査 寺澤 淳 司
 水産みどり課主査 古里 達 也

建設水道部長 伊藤 一 成
 会計管理者 入倉 伸 顕
 農業委員会事務局長 川畑 智 明
 総務部次長 寺尾 真太郎
 福祉部次長 小川 信 明
 生涯学習センター長他 福原 義 人
 総務課長 寺尾 真太郎
 財政課長 角川 具 哉
 西春別支所長他 小村 茂
 福祉課長 石戸谷 友 絵
 町民課長 谷村 将 志
 老人保健施設事務長 渡辺 久 利
 農政課長 皆川 学
 管理課長 松田 勝 広
 事業課長 佐竹 和 仁
 学務・スポーツ課長他 斎藤 陽
 学校教育課長 池田 卓 也
 図書館長他 堺 啓
 防災・基地対策課主幹 深川 淳 一
 農業委員会事務局主幹 大山 晋 作
 介護支援課主査 松本 静 香
 農業委員会事務局主査 志度 正 勝

○議会事務局出席職員

事務局長 干場 富 夫 主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

6番 宮越 正 人
 8番 田村 秀 男

7番 横田 保 江

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから3日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
6番宮越議員。
○6番（宮越正人君） はい。
○議長（西原 浩君） 7番横田議員。
○7番（横田保江君） はい。
○議長（西原 浩君） 8番田村議員。
○8番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、8番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。
○8番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。
○8番（田村秀男君） はい、議長。
○議長（西原 浩君） 8番田村議員。
○8番（田村秀男君） 通告に従い、一般質問を行います。
9月の定例会で予告したとおり、タイトルは「どうするゼロカーボン」です。
それでは、最初に質問の趣旨を述べます。
近年の地球温暖化による影響で、日本のみならず世界各地で気象災害などが頻発する中、国は、2050年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指しています。
「ゼロカーボンシティ」を宣言した道内の状況は、令和5年9月29日現在では、北海道と道内140自治体が宣言済みです。全国では、991自治体が宣言しています。
本町においても、かねてより環境変動に危機感を持ち、これまで循環型農業の推進やバイオマス利活用施策、そして公共施設をはじめとする省エネ化事業などを実施していますが、住民、団体、事業者、そして町が一丸となり、2050年度までに二酸化炭素排出量

をゼロにする共通の目標に向けてさらなる取組を推進するため、本町における「ゼロカーボンシティ」を令和5年第1回定例会の行政執行方針の中で宣言しました。

地域温暖化防止対策に取り組まなければ、人間の社会生活へ与える被害だけでなく、地球にも様々な影響を及ぼすこととなります。

本町においては、既に策定済みである「別海町地域新エネルギービジョン」、「バイオマスタウン構想」、「バイオマス産業都市構想」とともに、本年度見直しをする「別海町地球温暖化対策実行計画」の策定により本町の全ての事務及び事業に関し、自らが事業者であり消費者であることを認識し、温室効果ガスの排出量の抑制に関する取組を実施することになっております。

地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。しかし、二酸化炭素を全く排出しないことは、不可能です。国の目指す「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長します。

別海町水道ビジョンの中にも「本町の取水施設は国有林に位置し、水源保全林にも指定されていることから、水源汚染の心配は少ない。」と明記されております。森ほど可能性に満ちた循環サイクルを持つ生態系があるだろうか。雨水を蓄え、水を浄化し、二酸化炭素を固定し酸素を放出する。そこには様々な生物の命が生まれ、つながり合って森の環境が維持されています。

持続可能な町を目指すためには、森林の果たす多様な役割を抜きにして語ることはできません。国土全体では、70%が森林です。別海町では、30%が森林です。

2050年までにゼロカーボンを目指すとは表明したからには、それを実現する施策を何に位置づけて実施するのか。また、住民、団体、事業者、そして町が一丸となって目標に向かうためには何が必要なのか。先を見据えた考えや構想が必要不可欠です。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目です。

小中学校における「カーボンニュートラル教育」の今までの実態と宣言後の教育方針について伺います。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） 田村議員の質問にお答えします。

小中学校におけるカーボンニュートラルに関する指導は、これまでも学習指導要領に則り、社会科や理科及び技術家庭科などの各教科で実施をしております。

例えば、学習指導要領において、小学校の社会科では、森林資源の分布や働きなどに注目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え、表現すること、また、中学校の理科では、自然環境の調査と環境保全についての学習の中で脱炭素社会の実現などの地球環境問題について取り上げることについての記載があります。

そうした指導事項についての知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力を高めるための授業づくりとしてゼロカーボン宣言以前から、別海町や北海道などの身近な地域における具体的な事象を取り上げるなどしながら学習活動を展開しています。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 再度、教育長に伺いますけれども、環境教育についてですね、今、教育長がおっしゃったようにですね、新学習指導要領の中で、小学校では3年、4年、5年生の社会科やそれから総合的な学習の時間、これで示されていますが、中学校では、社会科の地理的分野、それから公民的分野で持続可能な社会の構築のため地域における環境保全の取組の大切さ、これがちゃんと示されていますよね。

そこでですね、ゼロカーボンシティの実現に向けて、教育長の熱い思いとですね、ゼロカーボンシティの具現化に向けて、その年少期からの教育をどう取り組んでいくかですね、教育長の姿勢をお伺いいたします。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） お答えします。

子供たちが町の未来について主体的に考えることは、これからの学校教育に求められる大切な視点でありまして、ふるさとの自然環境について考えることも、幼少期から段階的に進めていくことが求められていると考えています。

しかし、カーボンニュートラルっていうのは、子供たちにとっては目に見えない非常に抽象的な概念なんですね。

それで、実際に目に見えない植物が、目に見えない二酸化炭素を吸収して、酸素を放出するっていうその光合成とかについて学ぶのは6年生になってからです。

それから、先ほど述べた中学校理科の学習については、3年生の後半になって学習する内容であります。

ここにある学校の学習指導案、理科の学習指導案があるんですけども、ちょうどその部分、脱炭素社会の実現などの地球問題について取り上げるということなんですけど、授業を行ったのが令和5年12月5日。

だから、1週間前なんです。

中3の本当の最後の最後、中3の1月に教科書は終わらせることになってんですけども、本当の最後の最後に学習する学習。

つまり、本当に抽象的な概念だということになります。

ただ、小中学校の段階では、カーボンニュートラルに限定しないで、例えば節水、節電、それから省エネ、リサイクル、リユース、それから川や大気を汚さないこと、それから森林の育成などのように、学習指導要領に定められた具体的でしかも生活に密着した環境問題について、幅広く関心意欲を持たせたいというふうに考えております。

また、総合的な学習の時間等で教科横断的な学習することがありますけれども、10月20日に、国の天然記念物に事実上認定された西別湿原のヤチカンバ群落ですね。

そういったものも環境学習の貴重な教材として、取り上げてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 教育長のおっしゃることはよくわかりました。

第2点目に移ります。

カーボンニュートラルについて、目標を達成するために各分野での住民や団体及び事業者に対する協力依頼やそれに対する支援策の考え方をお伺いいたします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

本町は、冒頭、議員からありましたとおり、これまでも、循環型農業の推進、バイオマスの利活用施策、公共施設等のLED化事業のほか、ゴミのリサイクルの推進やエコ型住宅への助成事業など、多くの脱炭素に資する事業を展開し、住民や団体及び事業者へ協力依頼や支援を実施してきました。

一方で、今後、さらなる脱炭素施策が求められる中、各分野においては、数的根拠を含め現状をどのように把握し、そして目標を立て取り組むべきかについて、現在、専門知識を有する事業者から情報収集をするなど調査研究し、方向性を見定めている段階にあります。

さらなる、住民や団体及び事業者への協力依頼や支援の具体策はこれからになります。が、脱炭素社会に対する理念をより身近に感じられ、そして効果的な結果をもたらす施策の立案に向けて、知恵を絞ってまいります。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） この問題はですね、行政だけでは、到底実現不可能な課題というふうに認識しています。

それで、住民だとかの団体、事業者にやっぱり負担を求めるような必要も起きてくるのではないかなという考えてます。

別海町自治基本条例に基づきですね、町民の役割だとか責務、事業者の役割だとか、地域活動団体の役割が果たせるようにですね、なぜこれが必要かということですね、詳しく説明していく必要があるのではないかなというふうに考えています。

北海道でもですね、根室振興局でもこの簡単なパンフレット、わかりやすい、誰が見てもわかりやすいパンフレットを出しているんですよね。

そういうこともありましてですね、本町ではね、どのような方法で、手法で、ゼロカーボンシティの趣旨、これを徹底させていくのかをちょっとお伺いいたします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

脱炭素社会に向けた取組は世界規模で行われ、一人一人の意識は以前より高まっているものと考えますが、実際どのような取組ができるのか、その動機づけに向けては、町として、議員おっしゃられるとおり、わかりやすく周知していく必要があると考えております。

この周知においては、議員が申されたとおり、町民、事業者、地域活動団体、それぞれ

の立場で担える取組があり、そこを明確にすることが確かに効果的だと考えますので、まずは、町の広報紙でありますとか、SNSなどを通じまして、その周知を行ってまいりたいと考えております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） ぜひですね、広報でもいいですしね、こういうパンフレットを作ってもいいですけども、趣旨の徹底を進めていってほしいと思います。

3点目です。

環境省によると、2050年までに必要電力の50～60%を再生可能エネルギーで補うことを目標にしていますけれども、本町の今後の新エネルギービジョンがあればですね、お伺いいたします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

本町では、農林水産業を主体とした地域産業の振興を図ることを目的として、平成15年に別海町地域新エネルギービジョンを策定した経過があります。

このビジョンは、本町が持つ潜在的エネルギーの賦存量とその活用によるCO2の削減効果を調査していますが、現在はその内容も含め、平成25年に策定した別海町バイオマス産業都市構想へと引き継がれており、再生可能エネルギー取組への一環となっております。

なお、町全体の再生可能エネルギーにおける新たなビジョンについては、その必要性及び重要性から、策定に向けて準備を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） それではですね、以前に立てましたね、別海町地域新エネルギービジョンだとか、バイオスタウン構想、それから、今、平成25年のバイオマス産業都市構想、これについてはですね、しっかりと検証ができているのかどうかちょっとお伺いします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

検証ですけども、まず、別海町地域新エネルギービジョンについては、計画期間が平成21年度までとなっております、この成果を検証というのは、特に行っておりませんが、平成25年に策定しました別海町バイオマス産業都市構想、この構想を策定する際にですね、本ビジョンの内容を一部盛り込んだ構想となっております。

それから、バイオスタウン構想ですけども、この構想については、この構想をさらに発展させたものがバイオマス産業都市構想となっております。

現在は、この産業都市構想のみというふうになっております。

それで、このバイオマス産業都市構想なんですけども、平成28年に一度見直した経過があります。

ですが、策定してから10年が経過しております。

この構想のですね、取組結果等については、本年度と来年度において期中評価をすることになっております。

その期中評価を受けまして、現在のところ、第2期目の構想を令和7年度からはスタートできるように準備を進めているところであります。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） しっかりですね、PDCAサイクルというのは重要だと、議会でもやっていますんでね、必ず検証してですね、その上で新しい施策をそういうふうなことで、今後の地域の再生可能エネルギーの構想やビジョン、しっかり立ててほしいと思っております。

4点目です。

公共施設、街路灯及び公園灯におけるLED化の進捗状況を伺います。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 公共施設のLEDなどの省エネ化進捗率は、本年度工事完了予定分を含めまして概ね30%、街路灯についてですが、町内会が管理する各市街地の防犯灯、こちらの方は97%、町道の道路照明、こちらにつきましては、概ね20%、公園灯につきましては、概ね25%という状況になっております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今の街路灯は97ということで大分進んでいますけどね、LED化の取組につきましてはですね、今回の12月の補正予算でも、西春別のケアセンター、それから西春別のファミリースポーツハウス、鉄道記念公園、これなどもLED化の改修工事の予算が盛り込まれていますよね。

やっぱり、電力による温室効果ガスの排出量っていうのは、大きく左右されるので、光る半導体LEDを利用した方がね、寿命が長くて、消費電力が少ないということで、そういう照明に転換することが大切だと思っています。

それですね、公共施設の場合はお金、いろんな国のお金とかですね、そういうものを使ってですね、できますけれども、町全体で、取り組むことを推進する方策というんですか、この方策はどのように考えているかちょっとお伺いいたします。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） 私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

まず、これまで取り組んできたLED化の事業につきましては、先ほど総務部次長も申し上げましたとおり、各市街地における省エネ防犯灯の整備事業であったり、各施設の大規模改修に合わせてですね、公共施設のLED化を進めてまいりました。

非常に限りある厳しい予算の中でということになりますけれども、この取組がですね、やはり環境に配慮した取組になるということ町でも念頭に置きまして、取り組んできましたので、これからもですね、この第7次総合計画期間中に全ての公共施設について完了をするわけではございませんけれども、次の総合計画期間中の前半ぐらいまでにはです

ね、数多くの公共施設のLED化については進めてまいりたいと思います。

優先度を上げる中で、これまで同様進んでまいりたい、進めていきたいなというふうに思っております。

それから、議員からの御質問であった、町全体で取り組む推進策ということですが、これについては、恐らく個人住宅であったり、あるいは民間事業者等へのLED化への支援ということなのかなというふうに推察するところがございますけれども、例えばですね、今後、国策等でどういうものが示されるかということにもよってくるのではないかなというふうに思いますけれども、例えば、一般的な照明器具についてはですね、その多くが、例えば、LED電球の交換であったり、LED蛍光灯の交換であったりということのいわゆる工事不要で済むようなですね、電球の交換っていうものが主なものになるのではないかなというふうに思っておりますけれども、それらについてはですね、その蛍光灯であったり、LEDの蛍光灯であったり、電球であったりっていうのは、現在のものに比べると高価ではありますけれども、その寿命であるとかあるいはその使用電力の低下などによってはですね、投資をした分だけ長もちするというところで、十分投資をした効果は得られるのではないかなというふうに推察しております。

それで、一時期にかける費用というのは、現在のものより高額になりますけれども、長い目で見た中での同じような費用配分ということも考えると、先ほど申しあげましたようにですね、いろんな国の施策とかも含めながらですね、慎重に判断をしていかなければならないのかなというふうに現時点では考えているところでございます。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） それでは、次5点目に行きます。

化石燃料を使用している本町の公用車を、電気自動車など次世代自動車への導入を推進する考えをお伺いいたします。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 現在、本町で所有する公用車は168台ありますが、更新時にハイブリッド車の導入など電動化する取組を既に行っているところです。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 公用車168台というふうに言っていましたけども、決算書の資料見れば164台ですけども、今年4台増えたのかなというふうに思っています。

私が知りたいのですね、164台もの公用車ですね、化石燃料でガソリンでやっていると、やっぱり二酸化炭素を思う存分出しているといいますかね、そういうこともあるので、これから主流はやっぱりEVになっていくと思うんですけども、その方へシフトする考えは積極的に持っていますかということを再度ちょっとお聞きします。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 公用車164台のうちですね、当課で管理している公用車については70台ほどありますけれども、自動車の電動化については、ゼロカーボンを実現するために、大変大きな役割を果たすということは認識をしています。

このような車両は価格が高いため、これまでどおりに更新時期等の最適化を図りなが

ら、電気自動車の導入もあわせて検討し、カーボンニュートラルの達成に向けて取り組んでいきます。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 検討するばかりじゃね、ちょっとわからないんでね、やっぱり積極的にね、町から自らね、町民に投げかけるんですから、負担もお金もですね。

だから、やっぱり積極的に町としてはですね、そういう化石燃料を使うものについてはEV化すると、もうはっきりとこう言ってもらったらすっきりするんですけども。

検討するというのは、なかなかやらないっていう意味と同一用途に思ってますんでね、できれば積極的に検討するとか、そういうような答弁が欲しかったなと思いますけれども、よろしくお願いします。

じゃ、次6点目に移ります。

地域の林地残材を活用した木質バイオマスを原料とする木質チップボイラー導入の考えをお伺いいたします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

木質バイオマスボイラーの導入については、すでに関係機関と連携し各種検討会を開催しているほか、町、森林組合、根室振興局森林室で構成している別海町林業振興対策協議会による木質バイオマスボイラー導入先進地の現地視察を実施するなど、導入に向け取り組んでいるところであります。

木質バイオマスボイラーは、導入することによりゼロカーボンの達成に資することが期待できるほか、使われていない林地残材をバイオマス資源として有効活用することになるため、今まで地域外へ流出していた化石燃料購入費等が地域内で循環できるといったメリットもあります。また、林地残材を伐採跡地に堆積することがなくなるため、造林面積の増加も見込めます。

木質バイオマスボイラーは、現状、導入時のコストが高く、また燃料となるチップが安定的に供給ができるかなど課題もありますが、ゼロカーボンを達成するためには中長期的な視点に立って検討する必要があるため、今後は、公共施設における木質バイオマスボイラー導入の可能性も含め、引き続き、関係機関と連携し、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 引き続き検討することなんですけども、ぜひですね、ボイラー導入してください。

木質チップボイラーを導入するという考え方になればですね、本当に今言ったように良い所ばかりなんですよね。

適正な森林整備による林地残材の有効活用と同時に木質チップボイラーから発生する熱源、これを再生エネルギーというか、新エネルギーとして何かに利活用するというのもできるんでね、そういう構想を踏まえてですね、将来的に検討するかどうか、そこら辺ちょっと、もう一度答弁お願いします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） ただいまの回答と一部重複する部分はありますけれども、間伐あるいは皆伐で出てくる林地残材が有効活用できれば、先ほども言ったように伐採地に堆積することがなく、適正に森林整備につながるというふうに思います。

それから、木質バイオマスボイラーの熱源となるチップについては、一般的に化石燃料と比べまして購入単価が40%から50%ほどコストが抑えられるというふうに聞いております。

ですので、二酸化炭素の排出量も実質ゼロベースとなりますので、ゼロカーボン達成に向け取り組む上では、この熱源を利活用することは有効な手段だというふうに考えております。

それから、地域によってはですね、この木質バイオマスボイラーが発生する熱源を購入している自治体も実際にはございます。

いずれにしても、こういったボイラーの導入あるいは熱源の利活用を含めてですね、その可能性については、関係機関と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 有効活用できるっていうね、共通認識をお互い持ってますんでね、そこはぜひですね、積極的に進めていただきたい。

後、あまりコストが高いとかそういうふうな考え方は抜きにしてですね、町全体とか地球全体での規模の話なんで、それは財源的には限りがあるので、全て全部やれとは言いませんけどもね、いろいろ知恵と工夫ですね、汗をかいてですね、そういうものを作って克服して欲しいと私はそう思っています。

次に、7番目です。

低炭素で持続可能なエコタウンの実現に向けて、ソフト・ハード両面から脱炭素のまちづくりを行うことが大切だと考えます。

本年度見直しをする「別海町地球温暖化対策実行計画」で具体的な指針を定める予定にしているが、さらに目標達成には、先を見据えた考えや構想を全町民に周知することが大切であります。

町全体の取組を現代の社会にマッチした住民、団体、事業者、そして町が一丸となって推進できるように、今後の別海町のあるべき姿を描いた「別海町エコタウン構想」仮称でございますけれども、策定するのが必要不可欠と考えるが、町長の見解を伺います。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 私からお答えさせていただきます。

現在、町で策定し、今年度見直しを進めている地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法上、いわゆる事務事業編と呼ばれ、自治体に策定が義務付けられているものです。

この事務事業編は、わかりやすく言えば、別海町役場という1つの事業体が排出する二酸化炭素等の削減を目指す計画となります。

よって、町民や事業者を含めた町全体として、どのような取組を行うかの計画を示すものではありません。

しかし、本町は、ゼロカーボンシティを目指す宣言を行い、これまで答弁したとおり、再生可能エネルギーの利用促進、脱炭素社会に向けた児童生徒に対する教育や、町民・事業者の活動促進など、町全体の今後の取組方針や目標づくりは必要不可欠と考えております。

現在、この計画を策定するため、各分野におきまして情報収集を行っております。

取り組める施策、取り組むべき施策の洗い出しのほか、成果を「見える化」するためにも、誰もがわかりやすい数値目標の設定について調査研究進めているところです。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 調査研究進めていますという答弁がちょっと多いんですけどね、この間の地域めぐり懇談会、これでも対応が遅いということも町民からも何人かの町民からも言われてるんです。

ですから、すぐやる課まで作れとそういうようなことも言われてますんでね、やはり宣言をしたからにはですね、宣言をする前にですね、そういうことも必要でないのかと思います。

宣言してから、これから研究しますとかそういう対応がスピード感がないというのは、ちょっとまずいのかなというふうに思います。

それですね、構想だとかビジョンがあってですね、それを具現化するために、実行計画があるんだと私は理解しています。

別海町地域地球温暖化対策実行計画、地球温暖化対策ですよ。

この計画は、本町の事務事業における温暖化対策を、今、説明あったとおりですね、計画したものだ。

これだけではですね、宣言したゼロカーボンシティは無理なんです。

ですから、私が言っているようにですね、ゼロカーボンシティを実現するためにはですね、やはり町長もおっしゃっていましたが、住民と団体と事業者とそして町が一丸となって進める必要があるって、行政執行方針でも申しているんですからね。

おっしゃってますんで、そのためにはですね、やはり全町的に、それから地域の垣根を越えて、越えた推進体制が必要不可欠だと思います。

それで、前提として、本町としてはですね、別海町のエコタウン構想の策定を作るのが、まずはその必要不可欠な選択といいますかね、そういうビジョンだと思うんですけども、再度、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 再度の質問ですので、お答えいたします。

私の考え方は、田村委員と同じように、執行方針でも申し上げました。町が行政だけでどうこうするということが、カーボンニュートラルにつながるということには当然ならない。

私は、カーボンニュートラルの宣言をしたその趣旨は、やはり、別海町に住む住民の方々みんなが日々の生活の中で、カーボンをできるだけ減らしていく、そういう意識を持ってほしいと、そういう理念の意味合いで申し上げたところでございます。

特に、カーボンニュートラルに関する取組というのは、本当に多岐にわたっております。

先ほど、議員もおっしゃいましたけれども、うちでもう既にやっておりますエコ住宅の支援とか、いろいろな食品残渣の削減のためのごみの分類、いろいろな部分でカーボン減らすという施策はもう既に取り組んでおります。

ですから、その今さら行政が遅い云々というお話もありましたけれども、実は今までカーボンニュートラルを意識しないで行っていた取組、これもカーボンニュートラルにつながっているんですよという理念、利害を持ってもらって、今後とも取り組んでいきたい、そうしていただきたいと、そういう思いで宣言したものでございます。

ただ、いずれの運動にしましても、確かに明確な目標数値があれば、それはそれに向かって、より取り組みやすいということも当然起きてくると思っておりますので、議員がおっしゃったように、エコタウン構想の中で、行政が行う取組、事業者が行う取組、そして地域住民の方々がそれぞれ行ってもらえる取組、そういったことを羅列して、こういうことを行っていたら、カーボンニュートラルにつながりますよというようなことを今一度理解してもらおうことも大切なことだと、そんなふうに思っております。

一つ一つの取組を数値化して、これでこれだけニュートラル削減につながりましたというのはまた大変難しい話でして、そのための労力も非常にかかってくると思えますけれども、それは出せば出した方がいいですけども、まずは、どうしてカーボンニュートラルに取り組んでいこうと、そういう意識を持ってもらって、町全体で減らしていく、努力に取り組んでいく、これが1番大切なことだと思っておりますので、議員がおっしゃったように、できればエコタウン構想というような具体的な数字をしっかりと上げれば、上げていくようにしていきたいと考えておりますし、まずもっては、町民みんなで地球温暖化阻止のために、カーボンニュートラルに向かって、一つ一つ行動していきましょうと。

冷房の温度を一度上げることも、暖房の温度を一度下げることも大きなカーボンニュートラルにつながります。

そういう細々とした日常の生活からつくり出していけるカーボンニュートラルの政策、それをしっかり町民の方々にも理解されますようにしっかりと広報していきたいと、そう思っております。

議員のおっしゃったエコタウン構想も、また検討と言ったらやる気がないと言われるかもしれませんが、しっかり職員と検討して、できるだけ町民の方々にわかりやすい計画書を作りたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 私の考えているエコタウン構想というのは、数値化するとかそういうことでないんです。

実行計画には、数値化して全部出していますけどね、やっぱり町民向けに、こういう町にしましようとかね、取組はこういうふうにしましようとか、そういう数値化っていうか、細かなことでなくてですね、あるべき姿っていうかね、個々の分野いろんな分野でのエコっていうのがありますからね。

ちょっと、今、町長がおっしゃったようなことをですね、まとまった感じでパンフレットでも作ればいいのかというふうに考えではありますけども。

検討するだけではわからないので、ぜひ、いつまでに実施すると、いつまでにやるとそういうふうにはっきりと言ってもらわないと、町民の目線からしたらやはり検討するとい

うといつまでやるんだとかってね、そういう話になると、意見交換会でもですね、かなり責められましたんでね。

ぜひ、そこのところはきちっと、やるならいつまでに検討する、結論を出す、だめならだめってそれで結構ですけど、そういう説明責任を果たしてほしいなと思ってます。

7点にわたりですね、質問しましたけれども、最後にですね、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言。

これをね、やっぱり形骸化してはいけないと思います。

形骸化させないためにもですね、住民、団体、事業者、そして町がですね、一丸となって、共通の目標に向けて、進んでいくことは、やはり別海町の町づくりに大変重要なことと思っています。

第7次別海町総合計画ではね、やっぱり構想やビジョンがあって、基本計画があって、その上で、ローリングの実施計画を作っていますよね。

これが、やっぱり、まちづくりの基本だと思います。

ですから、別海町の地球温暖化対策実行計画だけでは実現不可能なんで、目標に近づけるためにもですね、別海町全体で取組ができる、そういう別海町エコタウン構想の策定が必要だとまだ思ってますんで、早急に策定されることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、8番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

通告に従いまして、3点質問させていただきます。

まず、第1点目です。

「矢臼別演習場などにおける演習・訓練について」であります。

本年9月14日から23日にかけて日米共同訓練オリエント・シールド23が主に道内の演習場を舞台に展開されました。矢臼別演習場においては、陸上自衛隊の多連装ロケットシステム（MLRS）、米陸軍の高機動ロケット砲システム（HIMARS）の実射訓練、並びに、陸自のAH-1、米陸軍のAH-64によるダイブ射撃が行われました。

また、10月14日から31日にかけては、日米共同訓練レゾリュート・ドラゴン23後段（実動訓練）が、主に九州、沖縄の演習場で行われ、その一部が、矢臼別演習場及び計根別着陸場を使用して行われました。参加部隊は陸上自衛隊・西部方面特科隊と米海兵隊で、陸自の155mm榴弾砲、多連装ロケットシステム、米海兵隊の高機動ロケットシステムによる共同射撃が矢臼別演習場で行われ、西春別駅前市街地に隣接する計根別

着陸場では、HIMARSを積載した米軍の大型輸送機C-130の輸送訓練、離着陸訓練が行われました。

10月25日と27日に、凄まじい爆音を響かせて155mm榴弾砲、ロケット砲の実弾射撃が行われました。共同訓練を監視する民間団体「米軍来るな！釧根連絡会」が演習場内の民有地に設置した現地監視本部では、25日は226発、27日は313発、両日合わせて539発の砲撃音を確認しています。時には15秒間隔、これ非常に正確に15秒間隔で撃つというものでしたけども、36連発の砲撃がありました。およそ9分間にわたって間断なく砲撃音が響いたこととなります。

さらに、西春別駅前市街に隣接した着陸場、滑走路を使って4発大型輸送機C-130の輸送・離着陸訓練が行われたことは重大です。滑走路の位置関係から離着陸時に、どうしても市街地の上空を低空で飛ぶこととなります。

戦争を体験された高齢の住民で、空襲を思い出して強い恐怖を感じたとされる方もおられます。

日本国憲法は「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と前文でうたい、すべての国民が平和のうちに生存する権利、平和的生存権を基本的人権の一つとして認めています。

町は、これまで、可能な限りの情報収集と開示、関係機関への働きかけ、申し入れをしてこられました。その御努力に敬意を表するとともに、今後、すべての町民の安心・安全が担保され、平和のうちに生活を営むことができるよう、とりわけ、日米共同演習に関わって4点質問をします。

1点目ですが、西春別駅前市街地に隣接する計根別着陸場が米軍輸送機の輸送・離着陸訓練に使用されましたが、町は事前に、町民の安心・安全の確保のための働きかけを関係機関に行いましたか。行ったとしたら、どこにどのような働きかけをしたのか、その結果はどうだったのか、お聞かせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

先般実施されましたレゾリュート・ドラゴンにおいては、訓練公表に併せて北海道防衛局からの訓練概要の説明において、計根別着陸場での米軍輸送機による訓練の説明を受けています。

町といたしましては、説明を受けた際、北海道防衛局に対し訓練の安全な実施について要望をしています。北海道防衛局からは本訓練にあたり日米間で緊密に連携し、地元を与える影響が最小限となるよう適切に対応していく旨の説明を受けています。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 10月12日だったと思いますが、町民団体からの要請に対して、住宅地上空をできるだけ飛ばないようにコースを考えてもらうよう関係機関に申し入れると、町長回答されていたのではないかなというふうに思うんですが、こうした具体的なコースを考えてもらうというような要請をしたのか。

また、どういう回答があったのか。

結果はどうだったのかということについて、お知らせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

コースの言及まではちょっとしたいたしておりません。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 計根別着陸場は御承知のとおりに、西春別駅前の市街地に隣接しています。

質問の中でも述べましたけれども、位置関係からどうしても、住宅地の上空、真上って言うふうにはならないのかもだけども、近隣をですね、低空で飛ぶという状況になります。

したがって、住民の安全・安心という点から言って、それに対する具体的なですね、町の要請が必要であろうかと思うんですが、その点で、町の見解をお聞きします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 町としましては、安全な訓練実施に向けた要望というのはこれまでも行っております。これからも行っていく予定でございます。

また、今回、計根別着陸場を使用した訓練については、職員も現地確認の対応をいたしました。

現地で確認していた中では、目視ではありますけれども、輸送機の市街地側での高度は高く感じられまして、一定の配慮がなされたというものと感じております。

また、HIMARSの移動などについては、職員が状況確認した際には、自衛隊の大型車両などと同様に、十分な安全対策がとられており、いずれも住民生活に対して配慮がなされていたものと感じております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 少し見解が違うところがあるかもしれません。

今後、またね、いろいろ詰めていきたいと思えます。

2番目の質問なんですが、今度は情報開示の問題でありましてね、C-130の運行、HIMARSの陸路移送について、町として事前に情報を伝えるよう関係機関に求める働きかけはしたのでしょうか。また、その結果はどうだったのでしょうか。お聞かせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

町では、計根別着陸場での訓練状況把握のため、訓練期間中は先ほど申し上げたとおり、職員を現地に配置し、状況把握に努めたところです。

演習や訓練に係る住民生活に関連する情報について、町民への情報提供の観点から必要であることから、北海道防衛局に対し、事前の情報提供について依頼をしております。

しかし、詳細な訓練内容等の事前公表は、これまでも米軍の運用上の問題で公表されておらず、今回も公表されない状況となっています。

演習及び訓練の実施に当たっては、町民が不安を抱かないよう、可能な限り情報公開に努めることや、基幹産業や町民生活に影響を与える恐れがある訓練を実施しないよう、防衛省に対し、機会あるごとに強く求めて参ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） オスプレイをね、運用する場合には、去年の例で言うと前日に運用しますという情報が入ったと記憶してるんですが、今回のC-130の運行については、全く情報が入らなかったというふうに理解してるんですが、そういう状況だったのかを確認したいと思います。

全く情報が入らなかったのか。

どうでしょうか。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 訓練公表に併せて受けた訓練概要の説明では、計根別着陸場の使用について説明を受けております。

内容につきましては、訓練に使用するHIMARSを積載した輸送機の離着陸訓練で、自衛隊員約5名、米海兵隊員約60名、輸送機1機程度、HAIMAS1機程度という情報を得ています。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） オスプレイの時のようにですね、細かい詳細の情報は別としても、次の日に運用しますよという情報が入っていたということから比べるとですね、非常に情報が入らない状況ということがあったということが確認されました。

それではだめだろうと思う。

私は、思います。

3点目の質問に入りますが、地域住民の様々な質問・疑問に答えられる様、海兵隊移転訓練時演習場内に設置される防衛局による現地対策本部のような窓口を、日米共同訓練時においても作って欲しいという要望があり、町も関係機関に設置を求めていくと答えています。

10月の共同訓練に際し、町は関係機関にどこにどのような働きかけをしましたか。

その結果はどうだったのでしょうか。お聞かせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 訓練実施に際し、個別に現地対策本部設置の要望は行ってはおりませんが、町ではこれまでも防衛省及び北海道防衛局に対し、演習や訓練に係る住民生活に関連する情報について、迅速かつ正確な提供と共有を図って頂くよう要請を行っているところです。

訓練別に申し上げますと、沖縄県道104号越え実弾射撃訓練は、米海兵隊独自の実弾射撃訓練であることから、北海道防衛局が、現地対策本部を設置し訓練の対応を行っていま

す。

他方、先般実施されましたオリエント・シールド及びレゾリュート・ドラゴンは、日米共同訓練であることから、これまでの日米共同訓練と同様に陸上自衛隊が基本的な窓口の役割を担っていたところです。

町としましても住民の不安払拭のためにも問合せ可能な連絡窓口等を設置することが必要であると考えておりますので、訓練に際しては、引き続き、防衛省及び北海道防衛局に対して適切な対応を求めて参ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 情報を伝えてくれるようなね、あるいは町民の具体的な疑問に答えてくれるような窓口の設置についての必要性っていうのは、共通認識としてあるのかなというふうに今の答えでわかりましたので、今後、引き続き、努力していただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、本当に私たちっていうか、私自身もそうなんですが、町の努力に対しましてね、本当にありがたいなと思っています。

情報をできるだけ一生懸命集めようと、それを集めた情報はもう素早く開示しようと。

こういうことについては、町は本当に頑張っておられると。

その姿勢でですね、窓口の設置についても、今後とも努力していただきたいと思います。

4点目の質問なんですけど、昨年の日米共同訓練レゾリュート・ドラゴン22で、共同訓練としては初めて計根別着陸場が使用されました。

その時は1機の運用だったと思いますが、今年は3機飛来し、訓練を展開しました。

また、昨年は、日米共同訓練が1回、在沖縄米海兵隊移転訓練が1回と、米軍関係の訓練は合わせて2回でしたが、今年は、9月と10月に共同訓練が1回ずつ、さらに、年度内の来年1月から3月にかけて、3回目の共同訓練スノー・ウインドと在沖縄米海兵隊移転訓練が予定されており、計4回の米軍関係の演習となります。

明らかに演習・訓練が拡大されてきています。

町は、演習・訓練の拡大を事実として認め、縮小を関係機関に求める必要があると思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） こちらにつきましても、私の方で答弁させていただきます。

日米共同の演習・訓練の実施について回数が増えていることについては、議員御指摘のとおりと承知していますが、ロシアなど隣国の国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す昨今において、日米共同訓練は自衛隊の戦術技量の向上や米軍との連携の強化を図るとともに、地域の平和と安定の確保のための抑止力として、大変重要な訓練であると認識をしているところです。

今後も、矢臼別演習場等で訓練を行う場合は、安全対策はもちろんのこと、住民生活等に支障を来すことのないよう、訓練の態様などを確認しながら必要な対応をして参ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 訓練の回数が増えているという事実については、お認めになりました。

私ね、どうい御答弁が返ってくるかといろいろ考えたんですが、拡大をされていないと御答弁が返ってくるかなっていうふうに思ったんですが、事実上増えてきているということについてはお認めになったと。

この点はね、大変大事なことだというふうに私は思います。

ただですね、これがどういふうに拡大していくのかという点についてはね、あるいは際限なく拡大していくっていうふうにはならないのかもわかんないけど、徐々に拡大していくと、町民生活にどうい影響があるのかという点についてはね、しっかり町としても考えていっていただかなくてはいけないなっていうふうに思うんです。

米海兵隊のね、104号線越えの状況、これまでずっと経過がありましたけれども、当初はですね、例えば、滞在日数は多くても18日間というふうになってたんですよ。

そういう約束でしたよねって、私この本会議の一般質問で町にお聞きをしました。

そのとおりだと御答弁がありました。

あるいは、この人員支援部隊を含めて、最大で380人程度でしたよねと、そういう約束でしたよねというふうに質問したところ、町はそのとおりだとお答えになりました。

しかし、日数にしても、18日間のところが30日を超えると、それから人員にしても380人程度、どんなに多くてもですね400人程度だって言ったのが500人になっています。

こういうふうにですね、徐々に拡大していくということが考えられるわけですね。

だから、それは、しっかりと歯止めをかけなければいけないと。

それが町の行政としての役割ではないかというふうに私は思うんですが、そこで、1番、今、その点で気になっているのが計根別着陸場です。

どんどん整備が進んでいると。

これは、演習の拡大につながっていかないのかという懸念があります。

その点で、そういう懸念はないよというふうなお答えになるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 昨年度、初めて計根別着陸場を使用した訓練が実施されて以来、今年度も訓練が実施されたところですが、自然災害発生時の対応では、救援物資や人員の輸送で航空機が大変有効であり、長い海岸線を有する本町では、町民の救出などにおいても、航空機による災害対応の必要性について重要であると考えております。

航空機による対応するためには、離発着ができる場所が必要であることから、町民の災害に対する安全、安心の確保からも計根別飛行場の存在は大きいものと考えております。

また、米軍の訓練の一部に活用されていることにつきましては、安全確保の対策を最重要、最優先に行うよう、防衛省及び北海道防衛局に対して求めてまいります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 災害救助っていう問題ありましたけど、私が聞いてんのは軍事

訓練が拡大されないのかと聞いているんです。

その点についてのお答えはなかったということで、今後ですね、そういうようなことを住民が懸念を持っているということに関して、また、詰めた話を町長ともさせていただきたいと思います。

では、次の問題に入ります。

次の問題であります。

「土地利用規制法について」であります。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制等に関する法律（以下、土地利用規制法）が令和3年、2021年6月に国会で可決成立し、昨年9月から全面施行されています。

同法は、自衛隊基地など重要施設周辺の外国人による土地の買取等を規制するという名目で法律化されました。

しかし、国会審議の過程で当時の防衛副大臣が「防衛施設周辺の土地の所有によって自衛隊の運用等に支障が起きているということは確認されていない。」と答弁し、法案提出の根拠、立法事実が極めて希薄だということが明らかになっています。

さらに、規制と罰則の内容や基準が政府の判断で決められる仕組みになっていることも重要です。

政府の恣意的な判断で、町民のさまざまな活動が監視の対象となり、制限または禁止される可能性が出てきます。

町民の基本的な人権を守り、安心して生活を営むことが出来るよう、3点について質問をします。

1点目です。

政府は本年9月11日に、第6回土地等利用状況審議会を開き、土地利用規制法に基づく第3回の指定候補として、全国25都道府県の180箇所を示したと報道されています。道内では48市町村の56箇所を「注視区域」、「特別注視区域」に指定する方針だとされています。

今後は、関係自治体の意見を聞いて年内に正式指定する予定となっているそうですが、別海町に対してこれまでどのような連絡、打診、提示などがあったか、お聞かせください。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 基地・防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） お答えいたします。

令和5年9月11日付、内閣府政策統括官重要土地担当名通知において、本町に所在する別海駐屯地周辺を注視区域とする指定案の通知があったところです。

本通知の内容は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針に基づき、区域指定が見込まれる区域の実情を把握する事を目的として、意見が求められました。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 確認をしたいんですが、注視区域ですね、特別注視区域ではありませんね。

その点をまず確認したいと思います。

それから、計根別着陸場それから矢臼別演習場についての指定というものはどうだったのか、それはあったのかなかったのか、それを確認します。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 今回、意見を求められた別海駐屯地周辺に対しては、注視区域の指定ということで意見を求められております。

また、別海町内にあるその他の施設に関しましては、今回、指定の対象となっておりません。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 意見を求められたわけですから、それに対する回答は町からされたと思うんですが、その内容はどうだったですか。

○防災・対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 基地・防災対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 町の回答は、今回の指定案では、区域の大部分が別海農業振興地域整備計画における農用地区域に設定されており、国による土地の買い取り等を行う際など、御留意いただきたいとの回答をしております。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 2番目の質問に関連しますので、2番目の質問に入ります。

「注視区域」、「特別注視区域」に指定されると、周囲1キロメートルが監視対象となり、「機能阻害行為」が確認されると、国がその行為に対し中止勧告・命令を発することになり、従わなければ刑事罰が課せられます。

特に重要とされる「特別注視区域」では土地の売買で国に届出をしなければならなくなります。

町内には、自衛隊駐屯地や着陸場、演習場など「重要施設」があり、それらが「注視区域」、「特別注視区域」に指定された場合、大きな影響が町民に及ぶことになると思います。

どういう影響が出ると町は考えているのでしょうか。お聞かせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 答弁いたす前に、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の略称につきましては、議員は土地利用規制法というふうにご利用されております。

また、報道でもですね、このような表現がされているのは承知しておりますけれども、国が用いる略称は、重要土地等調査法となっておりますので、答弁におきましては重要土地等調査法を使用させていただきます。

それでは、お答えいたします。

重要土地等調査法に基づく措置の適用に当たっては、「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」に、「国民の自由や権

利の尊重と安全保障の確保の両立を図ること」こちらを大前提とするとし、「注視区域内にある土地及び建物が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるように実施する。」と、記載されています。

なお、今般の指定案では別海駐屯地周辺は注視区域として検討されていることから届出の義務はないと考えております。

また、今後、特別注視区域の指定があった場合についても、機能阻害行為に該当する行為を行われなければ、大きな影響は無いというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 機能阻害行為がなければ影響ないっていうのは、そのとおりかもわからないんですが、それを判断するのは国ですからね。

そういう仕組みになってますから。

だから、そういうふうに指定されてしまう、あるいはそういうふうに判断されてしまうと規制はかかってくるということになります。

だから、影響ないなんていうふうには言えないのではないかなっていうふうに思うんですが、時間の関係でですね、ぜひ、今日お聞きしたいのは、先ほど農地の関係でお答えが一部ありましたけれども、こういうことに関して、つまりこの法律に関してですね、農地の売買等に非常に大きな影響が出てくるのではないかというふうに思うんですが、農業委員会としてですね、このことに関する検討や協議などを行われているかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○農業委員会事務局長（川畑智明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○農業委員会事務局長（川畑智明君） はい。

それでは、お答えいたします。

農業委員会としては、今回の農地の部分につきましては、注視区域であった場合には、農地の所有権移転の届出義務がないこと、また、特別注視区域と指定された場合でも、重要土地等調査法施行令において、農地法の許可を必要とする所有権の移転は、届出を要さない契約に該当するため、いずれの地区に指定された場合でも、届出の必要がないことから、影響はないというふうに考えてます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

農地については、特別注視区域に仮になったとしても、影響はないという御答弁でしたので、私どももそれについては調査研究をさせていただいて、また、論議が必要であればさせていただきたいと思います。

3点目の質問に入りますが、矢白別演習場内には民有地があり、町民が生活を営んでいます。

また、その民有地では、様々なイベントや演習状況の監視活動などが行われています。

これまで行われてきたそれらの営みや活動が、土地利用規制法によって、制限された

り、禁止されることがあってはならないと思います。

土地利用規制法の運用に当たっては、居住や住民活動などに制限が加えられることがないよう、町としても関係機関に強く働きかけるべきと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 内閣府から示されている基本方針では、施設周辺の私有地における集会の開催は機能阻害行為に該当しないとされており。

加えて、重要土地等調査法の規定による措置を実施するに当たりまして、先ほどと一部重複いたしますけれども、「国民の自由や権利の尊重と安全保障の確保の両立を図ることを大前提とする。」とされており、また、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する。」とされていることから、安全保障の確保に影響がない行為であれば、当然、規制されるべきものではないと理解しております。

また、今後、法改正や運用などの動きを注視してまいります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 町として、最大限の権利侵害がないように努力するっていう宣言かなというふうに思うんですが、いかんせんこの法律は先ほど申し上げましたとおりに、そのよしあしを行為のよしあしですね、それが、国の都合によって、悪い良いというようなことの判断は、国がするという事になって、政府がするという事になってます。

そこが非常に大きな問題なんですね。

町が幾ら努力するという姿勢を示してもですね、国、政府は、これは邪魔なんだっていうふうに判断したらですね、いろんな罰則が来ると、そういう法律であります。

従いまして、ぜひ、これは町長が、長として、別海町の行政の長としてですね、町民の人権を守ってくだという御決意があるかどうか、その点をちょっと確認したいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員から、町民の人権を守る決意があるのかという御質問でございますけれども、町民の人権云々よりも、まず、国が法律をもう決めておりますので、法律を守っているかどうか、そこが大事なことだと思っています。

法律に則って規制をかけられた場合には、一町村長が言ってもなかなか厳しいかなという思いはあります。

どこが人権を阻害しているのかどうか、その判断をどこに持っていくかというのは大変難しい状況になると思いますので、今はまだその過程論ですから、どうするかということは言えませんけれども、もし、そういう事態が起きた場合には、皆さん方としっかり話をし、住民を守るために抗議をすべきだというような判断がなされれば、それはしっかり政府に伝えていきたいと考えております。

いずれにしましても、ここは慎重に注視していくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 私たちもそうですし、全ての公務員がですね、憲法を守るんだというふうに宣誓したと思います。

その立場に十分立ちきれていないのかなという御答弁には多少受け取りました。

この問題はですね、また、今後、ぜひ、論議をしていきたいと。

憲法を、私たちは憲法に、公務員はですよ。

公務員は、憲法に縛られているんだという点をですね、また、論議していかなければいけないかなというふうに思いました。

3点目の質問に入ります。

「自転車乗車用ヘルメット着用を推進するための行政支援について」であります。

改正道路交通法の施行により、本年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。

改正道路交通法第63条11の第1項では「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。」、第2項では「自転車の運転者は、他人を該当自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」、第3項では「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」と規定しています。

警察庁交通局の調べによると、交通事故全体に対する自転車関連事故の比率は、令和4年・2022年は23.3%で2017年以降、増加傾向にあります。

また、自転車乗車中の死傷者数のうち、20歳未満の若年層と65歳以上の高齢者の2つの年齢層で約半数を占めていることもわかりました。

同じく警察庁の調査では、自転車乗車中の死者の損傷部位は「頭部」が56%と圧倒的に高く、また、ヘルメット非着用の場合の致死率は着用時に比べ約2.1倍と高くなっています。

これらの調査の結果から、自転車乗車時のヘルメット着用の有用性、重要性は明確であり、自転車を利用する町民のヘルメット着用が進むよう、行政としても購入費の補助など、可能な限りの支援をすべきものと考えます。

とりわけ、自転車乗車中の死傷者数の多い若年層と高齢者の着用推進のための支援について考えていく必要があると思いますが、町長の見解をお聞きします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 私の方から答弁させていただきます。

幸いなことに、令和元年以降町内での自転車による死亡事故は発生していません。

町では小学校などを対象とした交通安全教室を実施する場合には、交通安全指導員や警察署員の協力もいただきながら、自転車へ乗車する際にはヘルメットを着用するよう指導をしていますので、今後も、引き続き、ヘルメットを着用するよう意識付けを行うとともに、高齢者に対しましても関係機関と連携し同様の啓発を行うよう努めてまいります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 着用が進むように行政としての財政支援も含めて、とっていく必要があるのではないかというふうにお聞きをしたんですが、その点でのお答えというのがなかった。

推進のためにいろいろ啓発する活動をしますみたいな話はあったけれども、それ以上ではなかったというふう聞き取ったわけですが、幾つかの自治体でね、財政的な支援を含めてやっているようです。

例えば、県レベルで言うと、愛知県では7歳から18歳と65歳以上の購入費用の2分の1、上限を2,000円として実施しているとかですね、徳島県の場合だと16歳から18歳と65歳以上の購入費の2分の1、上限3,000円と、こういう支援をしている。

そのほかいろいろあります。

それで、後段で私は自転車の死傷者数の多い若年層と高齢者の着用推進のための支援ということでお聞きをしたんですが、一つ絞ってですね、学童、小学校、中学校に通ってる子供さんのヘルメットの補助について、何か考えられないかというふうに思います。

現在、自転車通学に関する助成がですね、制度としては残っているというふうにお聞きをしました。

ただ、その利用している人はいないんだと。

つまり、小学校は3キロ以上、中学校5キロ以上を対象になっているということから、それを利用している生徒さんはいないというお答えでしたけれども、この制度を活かしていくってことは考えられないか。

この制限をですね、多少変えればですね、補助ができるということにならないかということでお聞きをしたいと思います。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） 教育委員会におきまして、「別海町小中学校児童・生徒の遠距離通学用自転車及びヘルメット購入費補助制度」があります。

この制度につきましては、遠距離通学するための対策の一環として、登下校における交通安全全体ですね、強化につきまして、積極的な指導、助成を図ることを目的としております。

対象としましては、先ほど議員がおっしゃられたように、小学生は3キロ以上、中学生は5キロ以上としており、自転車購入の3分の2の補助で上限5万円。

ヘルメットは3分の2補助で上限5,000円としております。

現在ですね、スクールバスが普及しまして、小学生で2キロ以上、中学生で3キロ以上がスクールバスを利用していることからですね、現在この補助をですね、利用している児童生徒はいないことを確認をしているところです。

なお、この制度はですね、昭和52年に施行されたものですので、今後ですね、実態に合わせて、内容等も含めまして、協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今、教育部長が答弁しましたけども、中村議員は、高齢者の方も

触れてますんで、教育委員会は高齢者関係ありませんので、町全体として、子供たち、生徒の子供たちには今までも支援制度はあったということを御理解いただいて、そこから外れてる部分についても、子供たちにそういうふうに出すんだったら、高齢者の皆さん方または中間層の人たちにもどういうふうにするかというようなことは、今後、また検討していくって言ったら、また、皆さん期待しないかもしれませんが、しっかり、その部分も把握しましたので、今後、教育委員会ではなくて、やっぱり、総務、福祉部等で議論してまいります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 町長からの御答弁もありました。

ぜひ、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

小学校、中学校の部分で言うそうですね、各学校からちょっと聞き取りをさせていただいて、それぞれの学校の人数は言いませんけど、総体としてですね、小学校で学校が許可している自転車通学の生徒数、児童は25人だそうです。

全体でね。

それから、中学校は230人の方に、生徒さんに通学を許可しているというふうにお聞きをしました。

合わせてもですね、250人程度かなっていうことにはなりますが、町長からも、御高齢の方も含めて検討するということでしたので、ぜひ、その点、町長のリーダーシップをとっていただいて進めていただければと、こういうふうに思います。

以上で、終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、3番高橋眞結美議員、質問者席にお着き願います。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

趣旨は、「訪問介護サービスの現状と課題について」。

2025年に団塊の世代の全ての人が高齢者となることから、介護サービスの需要は今後さらに高まることが見込まれています。

さらに、町が策定する高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の基本目標では、「要介護者や認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の増加に踏まえ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、また、団塊ジュニアが高齢者になる令和22年も見据えて介護サービスが継続できるように努め、業務の効率化と質的向上にも取り組み、さ

らに多様なサービスのもとで在宅重視の基本原則に立った体制づくりも継続し、介護サービスのさらなる充実に努めます。」としています。

厚生労働省の資料によりますと、在宅におけるサービス種類別の需要で訪問介護は通所介護に次ぐ高さとなっています。

訪問介護とは、資格を保持している訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・入浴・着替え・排泄等の身体介護や、洗濯・掃除・ゴミ出し・調理・買い物等の生活援助、そして通院等乗降介護（送迎含む）を行うサービスです。

別海町では、介護保険制度における訪問介護サービスを提供している事業所が4か所あります。

しかし、今、これらの全事業所が立ち行かない状況になっています。支援を必要としている新規の利用者を断らなくてはならない事態にも陥っています。

最近、一事業所が事業を縮小しました。

全ての事業所が「5年後には縮小、あるいは事業所廃止の事態にも。」と不安の声が聞かれ大変危惧しています。

要因の一つは、訪問介護員の高齢化と若い人材が確保できない人材不足です。ある事業所は、パート介護員5人のうち、65歳以上が2人、70歳以上が2人と深刻な状況です。

他の事業所もやはり高齢化によるリタイアを危惧しています。また、ここ数年、募集しても問い合わせ一つなく、人材確保ができていません。

もう一つの要因は、収支悪化です。介護員が足りないのも一因ですが、別海町の広さゆえ、例えばサービス提供に30分、移動に往復1時間、さらに記録業務となると、効率的な提供が困難で、かつ車の燃料費も合わせると、介護報酬（介護給付費）では赤字になります。有資格者のパート訪問介護員に、北海道の最低賃金額しか事業所が支給できない要因でもあります。

訪問介護は、家を定期的に訪問して介護の仕事をする数少ない職種です。先ほど申しました提供内容に加え、利用者本人の生活や心身の変化の観察はもとより、日々介護されている家族の生活や心身の変化にもすぐ気づくことができ、早急に連携をとって対応します。

「ヘルパーに来てもらえなければ、家で暮らせない。」そんな事態が静かに進んでいます。町民が安心して老後を迎え入れる、要介護状態となっても尊厳を持って暮らせる観点から、抜本的な対策が必要と考え、次の質問をいたします。

1つ目です。

「介護事業所連絡協議会」についてです。

昨年12月、当時の木嶋議員が訪問介護員の人材不足について質問されました。

その答弁では、事業者が個々に解決していくことは困難なことから、町が主体となって介護サービス事業所で構成する連絡協議会を設立し、協議会と町が連携をして様々な課題の解決に向けた具体的な協議や取組を進めていきたいとあります。

そこで、今現在この協議会は発足できていますか。

発足しているとすれば、人材不足の課題を含め、どのような課題の解決に向けた具体的な協議や取組が進められているのか、進捗状況をお聞きます。

また、協議会が発足していないとすれば、今後の設立に向けた協議の経過をお知らせください。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） それでは、お答えいたします。

現時点において、協議会の設立には至っていませんが、設立に向け準備委員会を開催し、事業者から設立に対しおおむね同意をいただいております、事業者間の共通理解を持つ場としたいとの御意見をいただいているところです。

このことから、令和5年度中の設立に向け準備を進めています。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

設立、発足していないということで、準備委員会の段階というふうに認識いたしました。

お聞きしますが、この1年が経過していますけれども、準備委員会の段階で連絡協議会が発足されていないという、これは何か理由があったのでしょうか。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） お答えいたします。

特段、何か理由というものはないんですが、準備を進めさせていただいている事業者と
いろいろ情報交換をさせていただいている中で、本年度、第9期介護保険事業計画の年でも
ありましたので、そういった情勢を踏まえながら、今、準備を進めているという状況で
ございます。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

今、準備を進めているという状況で、令和5年度中についてという答弁をいただきましたので、理解いたしました。

この協議会の目的や今後どのような活動と言いますか、事業を行うのかというそういう
事がありましたら教えて下さい。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） 協議会の考え方、趣旨等でございますけれども、発足後の
運営につきましては、事業者が主体となって、協議会の定期開催など、緊急開催など協議
事案を決定して進めていただくことが主流になるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、各事業者がおかれている課題ですとか、議員が御心配いただい
ているとおり、今後の方向性など見据えた中で、いろんな意見交換を伺って、その中で検討
材料が複数上がってくると思いますので、そういった中を整理しつつ、協議会の中で、連
携した対応をしていかなきゃならないというふうに考えております。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

そうしましたら、課題の共有や整理とか、情報交換とか、意見交換会とか、そういうところで合意形成を図って進めていきたいというふうに受けとめました。

それでは、次の質問に入ります。

2番、「人材確保の取組について。」

当時の木嶋議員の質問に対して、町は介護サービス事業所と連携・協力し、人材確保に向けたさまざまな取組を継続していくことが必要と答えています。

その取組内容をお聞きします。

また、現在協議中の新たな取組があるのかもお聞きします。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 人材確保の取組としては、大きく4事業に分け取組を行っています。

一つ目として、介護職員初任者研修事業です。町内で不足している介護職員の確保を図るべく、高校生や一般の方などを対象に介護職員初任者研修の開催及び受講料に係る補助を行っています。

二つ目として、介護職員確保対策支援事業です。介護職員確保に係る求人広告等の費用や介護福祉士等の資格取得に要する旅費や宿泊費などの補助を行っています。

三つ目として、介護従事者就業支援補助金です。新規就労及び復職に係る継続補助及び外国人就労者に対する支度金の補助を行っています。

四つ目として、介護福祉士修学生に対する給付型の奨学資金制度を行っています。

また、本年は、第9期介護保険事業計画策定の年であり、各民間事業者の代表者等で構成する策定委員会の中で、各種サービスや介護職員確保等に向けた御意見を伺って、新たな施策について協議を進めているところです。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

今、課長がおっしゃられたこの4事業ですね、初任者研修の事業や介護職員の確保対策事業など以前からあったのは理解しております。

例えば、事業において研修の受講料や就業支援補助金があっても、ここ数年、訪問介護サービス事業所については、新規の就労に結びついておりません。

この要因は何だと思われますか。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 訪問介護サービスにかかる介護従事者の充足につきましては、おっしゃられたとおり、全国的な問題でもありまして、なかなか訪問介護員が確保できないというところになっています。

また、訪問介護員というのは、実際に1人で御自宅にサービスするためにお伺いして、1人で利用者様と向き合っているところのサービスになりますので、なかなか若い年代の方たちが、そういった訪問介護員になるというところは、なかなか難しい状況もあるのかなというふうにも感じているところで、先ほど議員おっしゃられたとおり、50代、60代の方達が継続して働いているという現状もございますので、そういった部分でなかなか訪問介護のサービスの提供者になりにくいということがあるのかなというふうには我々も

認識しているところです。

また、施設職員というのは、周りにも人がいたり、実際に介護している方と一緒に共に働くという環境もございますので、そういった部分で介護従事者に今回、別海町でも初任者研修を行っている中では、やはり施設の方で働くという方が多くなっているということが現状だというふうに意識しています。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

今、課長おっしゃられたように、私も訪問介護事業所で聞き取りをしましたがけれども、やはり誘っても1人で、1人で自宅を訪問して仕事をするという不安が大きくて、なかなか就労に結びつかないという話を聞いております。

後は、やはり賃金の問題とかもあります。どうしても1人で訪問する仕事でございまして、最初のうちは責任者がフォローしますが、何度もフォローしていくわけにはいかない。

提供は1人分しか報酬もでませんので、なかなかその辺のフォローも難しいという話も出ている現状です。

先ほどの介護従事就業支援補助金の話なんですけれども、対象者が常勤という枠があったと思うんですけれども、非常勤のヘルパーが必要な訪問介護事業所については、対象になりづらいのも一つの要因かとも思われます。

訪問介護事業所に聞き取りをすると、ほとんどの事業所が常勤で雇うのは財政上難しいと答えています。

2000年頃からですね、7、8年は別海町の1事業所でヘルパーの2級研修を実施していた時期があり、毎年50人ぐらい受講していたんですけれども、別海町にはヘルパーの資格を持っている人が相当数います。

短時間働きたいという人も、この就業支援の補助金の対象者に、パートでも対象者にならないかと思うのですが、これについての見解をお聞きかせください。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） それでは、介護従事者就業支援補助金について、今おっしゃられたとおり常勤に限られた補助金という形になっております。

パート職員でも、実際、常勤で週32時間といった時間が対応していただけるというところであれば、そういった対象になってくるんですが、この就労支援補助金を事業として進める際に事業者とも協議したんですが、やはりパート職員の方たちだと収入の制限があったり、そういったこともございますので、なかなかそういった対応はしにくいという声もいただいております。

それで、毎年、そういう形でこういった補助金を出すに当たり、事業者の御意見をお聞きしながら進めているところでございますので、常勤というところの考え方をこれから事業者とも協議して検討していきたいというふうには考えているところですが、パートの方たちに実際にそういうふうな対応していくというふうになると、実際そういう方たちを多く募集していきなかなきゃならない。

事務所としても、人を確保するのはなかなか難しいというところと制限がある働きの方が多いというところもございますので、そういった部分を踏まえながら協議をしていき

いというふうに考えているところです

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

今の答弁で理解いたしました。

一つ確認したいんですが、今、別海町にある訪問介護事業所のパートさんのヘルパーの人数、そして、5年後ぐらいにはこのまま入ってこなければ、5年後ぐらいにはどれだけの人数になるかという検証などはされているのでしょうか。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後 1時21分 暫時休憩

午後 1時22分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 訪問介護事業所に聞き取りしている人数の把握ですけども、4事業者で35名のパート職員がいるということでした。

5年後のパートの職員の方達がどう充足していくかというところの検証は、大変申し訳ありませんが、していないという状況です。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

それでは、3番目の質問にまいります。

「財政的な支援等の検討について。」

12月の前副町長の答弁で、まずはしっかりと連絡協議会を作って、課題に対応し始めていくことや、介護報酬が追い付いていないような事業も合わせ、どこかの時点では、しっかりと財政的な支援も念頭において検討していく必要があると話されています。

今回、各訪問介護事業所からお話を伺い、持続可能な訪問介護サービスの提供を続けていくには、様々な課題や要望、提案がありました。

最たる課題は、介護サービス提供における移動時間の長さです。介護報酬だけでは採算が厳しく、提供件数の効率化が難しいことや、介護員の賃金を上げることができない。人材確保ができない。遠い地域は断らざるを得ないという負の連鎖です。

何かしらの心身の不自由があっても、出来ない部分だけを支援してもらえれば、住み慣れた自宅で自立して生活ができるという住民のために、訪問介護事業所は今も赤字覚悟で依頼を受入れ奮闘しています。一事業所の努力だけでは厳しい現実です。

高齢者が安心してこの町に住み続けるためにも、協議会での課題を早急に洗い出し、その上で思い切った財政的な支援策が必要な時期に来ていると考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） この質問につきましては、私からお答えさせていただきます

す。

現在の訪問介護事業に係る長時間の移動に係る対価など介護報酬単価の実態にあつては、効率的な経営が困難である状況は全国・全道的な課題であり、本町においても同様の状況であることを認識しております。

訪問介護事業所は町内に4事業所あり、2か所の小規模多機能型居宅介護の訪問サービスの提供も含め、効率的に訪問介護サービスを推進していくためには、提供地域の設定や移動に係る対価への財政支援について、各事業者の処遇改善への取組等、訪問介護従事者の就労状況を踏まえ、内容を精査し適切に進めていくことが必要と考えています。

今般、国における介護報酬の改定がどの程度行われるのかなど、今後の国の動向を注視するとともに、今後、設立予定の協議会の御意見を含め、各事業者が同じ見解で継続して運営することができる対策を発掘していきたいと考えています。

いずれにしましても、事業者としての役割、行政としての役割を相互に認識し、共に高齢者が安心して生活できる環境を守るべく、新たな施策について展開する必要があると考えています。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

今、部長のほうからさまざまな課題、提供地域の件とか、移動に係る財政支援とか、処遇改善の取組や訪問介護員の就労状況など課題と受け止め、精査を進めるということで、課題は認識していただいていると理解しました。

また、新たな施策を展開するという前向きなお答えもいただきましたので、期待しております。

先ほども申し上げましたが、とにかく別海町は広いです。

都市部のように、近場エリアを集中して提供できれば採算がとれるのですがけれども、何せ1件1件の移動時間が長くて、効率よく提供ができないということは、今の部長からの課題でも伺って、認識していただいていると理解いたします。

そうですね、今回、訪問事業所で短時間お話を伺っただけでも、これだけではなく、たくさんさんの現場の貴重な御意見や切実な課題がたくさん上がってきました。

ぜひですね、経営的な観点から行政と事業所との連携を深めて、最良のサービスを提供していくことが、町民一人一人の生活を充実させることにつながると思います。

そして、訪問介護サービスの存続に向けた、町の財政支援や新たな事業の検討材料にもなるかと思います。

ぜひ、先ほどの協議会を早急に機能していただき、一同に意見を交換できるように期待しております。

それでは、最後の質問、4番目です。

「福祉有償運送の取扱いについて。」

高齢者独居や高齢者のみ世帯が増加する中で、バス停まで歩けない、バスの本数が少なくて通院や買い物に困るといった高齢者も増加の一途をたどっています。高齢者のニーズ調査や地域ケア会議、自治会の会合などでは、移動手段の確保が困りごとの上位に必ずと言っていいほど挙げられています。

別海町の訪問介護事業所で一時は4事業所が、自家用有償旅客運送を北海道運輸局に登

録し、福祉有償運送として高齢者の移動を支えてきましたが、別海市街地の1事業所が採算が取れず撤退しております。運送の対価が一般のハイヤーの運賃の半額程度を目安とされていたためです。しかし、ハイヤー会社がない地域の訪問介護事業所は、地域の高齢者の支援のために赤字覚悟で継続しています。

最近、ハイヤーと同程度の運賃を申請することで認められるシステムとなり、利用者には負担がかかるが、地域包括支援センターやケアマネジャー等から紹介され、地域の高齢者の移動に需要があることから、運賃の値上げを検討している訪問介護事業所があります。

そこで、提案なのですが、バス・ハイヤー共通利用券の協定事業者に、福祉有償運送を実施している訪問介護事業所を追加して、以前から課題となっていたハイヤー券の地域格差を解消することができないか、町長の見解を伺います。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） この質問につきましても、私の方から回答させていただきます。

福祉有償運送は、要介護・要支援認定者、障がい者等の移動手段として活用している事業でありまして、すべての高齢者等が利用できる移動手段とはなっておりません。

そのことからですね、課題等の整理が必要となるため、当該事業を行っている事業者や地域住民の代表等で構成する別海町福祉有償運送運営協議会というかいがあるんですけども、その会において意見を伺うとともに、バス・ハイヤー共通利用券の今後の利用方法の拡充について、調整していきたいと考えております。

以上です。

○3番（高橋真結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋真結美君） はい。

この件については、介護保険サービスでも通院時等乗降介助というサービスもございますので、課題の整理は必要なのは理解できます。

そうですね、バス・ハイヤー共通利用券の拡充を調整していくという、ちょっと前向きな答弁をいただきましたので、期待しておりますが、部長おっしゃっていた事業者や有償運送等の協議会ですか。

その意見を伺うのは、いつなのでしょう。

また、調整に至るまでの、何かしらいつまでとか調整に至るまでのスケジュールプランなどがありましたら教えてください。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

こちらの別海町福祉有償運送運営協議会におきましては、先ほど福祉有償運送の提供をしているという、今現在3事業所がいるんですけども、その3事業所の事業者の状況としましては、今、運賃等の改正等、現状把握させていただいておりますので、そういった打ち合わせ等ですね、年度内早期にですね、早期と言いましても12月ですので、来年早々にはですね、運営協議会を開催させていただいて、現状の把握とですね、今後のこういった利用方法の拡充についても、共有させていただいて、お話をさせて、進めさせてい

ただきたいというふうに考えています。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

今現在、運賃等の改正を進められているということ、そして、利用方法の拡充を調整していくという御答弁いただきましたので、年明けには、年度内にはある程度の調整がつかのかなと期待しております。

バス・ハイヤー共通利用券に関しては、委員会の方でも調査事項にあげておりますので、引き続き、委員会の方でも確認させていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、3番高橋眞結美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、1番市川聖母議員、質問者席にお着き願います。

○1番（市川聖母君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（市川聖母君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 1番市川議員。

○1番（市川聖母君） 通告に従い、質問させていただきます。

テーマは、「給食費無償化制度の確立について」です。

今年の第2回定例会において、町長より提言をいただいた給食費無償化について少し掘り下げて質問させていただきます。

輝かしい未来ある我が町の子供たちの心と体を豊かにするため、我が町の誇るべき美味しい給食を日々たくさんの方々の方々の努力によって提供されています。御尽力いただいている方々に、改めて心より敬意を表します。

給食費無償化については、来年度からスタートさせる意向を、町長より表明していただいたばかりですけれども、昨今の様々な物価高騰を受けて、到底従来のような予算ではこれまでどおりの献立確立は難しくなるであろうと容易に推測されることかと思えます。

無償化は保護者にとって、嬉しいニュースであることは間違いない事実だと認識しておりますが、一方で無償化により、給食センター運営が疎かになってしまうのではという懸念をされる保護者もある一定数いらっしゃると思います。

私たち保護者としては、給食費が無償というだけでなく、給食の内容にももちろん注視しております。

食料王国北海道に住む道民としては、地産地消をモットーに献立にも大いに道産食材を盛り込んでいただきたいと考えています。

また、別海町の郷土愛を育む取組が、給食を通してさらに子供たちに浸透していくことを願っています。

そこで、今一度、確認の意味も込めまして、次の2点のことについて伺います。

一つ目の質問です。

外国産やインスタントのものに頼らない、安心安全な献立を軸として献立を考えられる柔軟な予算を確保していきますか。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） それでは、お答えいたします。

学校給食センターでは、毎日の給食を安全で安心して食べることが出来ることを第一に考えて提供をしております。

食材の選定方法につきましては、北海道産を優先し、品物がない場合は国産、外国産といった順番で購入をしております。

また、外国産やインスタントのものについても、一件一件、成分表を確認し食材を仕入れ、安全面を確認した上で、栄養面や調理時間、給食費の価格などを総合的に考え、購入している状況です。

昨今、物価高騰により給食の材料も値上がりしている状況ですが、栄養面や献立と材料の価格のバランスを考え、試行錯誤しながら、来年度以降もこれまでと同様に提供できるよう、町長部局と予算確保について協議を進めてまいります。

以上です。。

○1番（市川聖母君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 1番市川議員。

○1番（市川聖母君） ありがとうございます。

今ですね、安心・安全なっていうのをモットーに、今後とも変わらない献立を頑張って作っていただいていただけという力強い答弁いただきましたので、すごく安心して、私たち保護者としても、子供たちを本当に安心して送り出せるというふうに考えております。

今回の件で、私も少しいろいろと他の町村、他県とも比較を実はしてみました。

別海町の給食は本当に優秀で、これだけ国産にまずこだわって、かつ、道産の物にこだわっているっていう給食の在り方をとっている所はなかなかはないかと思えます。

小麦も100%北海道産の物を使っていることかですね、本当にそういう例がなかなかない状況で、本当に御尽力させていただいているというふうに、本当に敬意を表しています。

今後ともですね、なかなか難しいと思えます。

計算したりとか、バランス考えたりとかってすごく大変だと思うんですけども、変わらずに御努力をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

物価高騰などで予算的理由により、給食費無償化の制度を途中でやめるもしくは、保護者に一部を負担させるなどの制度に切り替わる可能性は無いという認識でよろしいですか。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） 私から答弁させていただきたいと思えます。

第2回定例会においてですね、このような無償化ということを町長の方から決断いただく発言があったことは、記憶に新しいところかと思えますけれども、議員おっしゃるとお

りですね、物価高騰などの状況も見据えながらですね、それらを含めたあらゆることをシミュレーションしていく中で、無償化という事業を確立したということで、これについては、やはり、少なくとも、向こう10年間程度の財源の目途がついたからということもあり事業化をした。

それだけ軽々に事業というものは、決断できないというものでございます。

かといって、これが永遠にですね、永遠に変わることなく、続くものなのかという保証、約束というのは、これは誰もできないものだと思います。

ただ、先ほど来の議論になっております、子供たちの食育、それから、健康、そういうことを考えながら、この取組がですね、永遠に続くように努力をしていくというのが行政の役割だというふうに認識をしておりますので、子育て支援の観点という強い目的からも、できる限りこの無償化制度をですね、継続できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（市川聖母君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 1番市川議員。

○1番（市川聖母君） 今、本当に力強い御答弁ありがとうございます。

行政が行う福祉サービスっていうのは、必要不可欠っていうのが大事だっていうふうに1番最初に議員になった時に伺いました。

必要不可欠なっていうところに、子供たちの給食っていうのは絶対あるんだっていうところの根底は絶対だと思いますので、必要不可欠っていうところを忘れずですね、半永久的にですか、絶対にという約束はできないということでしたけれども、今後ともですね、それを大前提に考えていただきたいなというふうに思います。

保護者をはじめですね、町民はもちろんですけども、少子化の鈍化ですとか、人口の流動とかっていうことにも、給食費無償化とか給食のレベルの高さとかっていうのは、やっぱり、一つの指針になってくると思いますので、ぜひ、別海町のおいしい給食をですね、濁らせないためにも、これからもですね、御尽力をお願いしたいと思います。

その期待を持ちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、1番市川聖母議員の一般質問を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（西原 浩君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、7番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） 通告に従い、一般質問を行います。

「エゾシカの駆除増と捕獲従事者の育成及び鹿肉の有効活用について」。

町では、別海町鳥獣被害防止対策として、猟友会の協力により、有害駆除実施期間を、春駆除は5月、秋駆除は9月下旬から10月下旬に設定をし、銃器及びわなによる駆除を実施しています。

個体の処理方法は別海町に処理施設が無いので、隣町まで運搬し処理しており、有効活用も行っていきます。

また、冬期間は鳥獣保護区である走古丹及び野付半島がエゾシカの越冬地となっており、生活環境及び自然環境に影響を及ぼしている為、個体数削減を図ることを目的に、「困いわな」による生体捕獲を実施しています。

昨年頃から、しばしば「最近では鹿の数が随分と増えてきていて、もっと駆除の数を増やす事はできないのか。」という声がよく聞こえています。

しかし、今年の春駆除については、駆除期間中に重大な違反があった事から総合的な状況を勘案した結果、最終的に途中で中止という事になりました。

予定駆除としては1,300頭でしたが、結果的に803頭となりました。

今年の秋駆除は1,406頭の駆除でした。

鹿肉は栄養価の高さも注目され、捕獲した鹿を食肉として大いに有効活用していく事が大事ではないかと考えます。

全国的にもジビエが流行しています。クセが無くとても美味しい肉で、何にでも使える肉だと思います。

そこで質問です。

一つ目、令和5年度の春・秋駆除に係るエゾシカ駆除計画頭数は、2,500頭に対して、駆除実績は2,209頭と目標数には不足しています。

このままでは鹿が増え続ける一方です。

有害駆除は別海町の猟友会に協力していただいておりますが、全国的な高齢化による猟友会の会員減少、ハンターのなり手不足が課題となっていることから、別海町の現状と、ハンター養成等の支援策を行なっているならば、その状況をお聞きします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

今年度については、春駆除を途中で中止したことにより目標数には達していませんが、例年の春・秋駆除については、ほぼ目標数を達成しています。また、昨年度の本町におけるエゾシカの駆除頭数は、2,816頭となっており、管内の自治体別では最も多くの駆除を実施しています。

これは、捕獲従事者である地元猟友会の理解と協力があることだと認識しております。

本町には現在85名の鳥獣捕獲実施隊員がおります。

全国的にみると隊員の減少及び高齢化が問題となっておりますが、本町においては、引退する方はいるものの、新たに加入する方も一定数いるため、ここ数年は、隊員数も横ばいの傾向にあり、隊員の平均年齢も52歳と、全国的にみても比較的若い隊員が多く在籍していると考えております。

また、捕獲従事者の養成等については、現状では実施する予定はありませんが、有害鳥獣の駆除及び捕獲には、地元猟友会の協力なしでは実施できないため、今後の動向を踏まえ、必要に応じ、町で実施可能な支援等について検討する必要があるというふうに考えております。

○7番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい。

今後の動向を見て行っていきたいということでしたので、ぜひ、今後、高齢者の方々が、減っていく中で、様子を見ながらやっていただきたいと思いますというふうに思います。

町民からは、鹿の駆除の数を増やして欲しいという声があります。

駆除の期間を延ばす、延長するか、囲いわなを増やすことはできないのか。

また、量は1人1日5頭までと聞きましたが、そこも増やすなどの方法はないのでしょうか。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

有害駆除の拡大というか、そういった御質問かと思えますけども、現状を言いますと、この例えば駆除頭数につきましては、これまでも駆除頭数の実績だとか、あるいは駆除については、猟友会の方に実際やっていただいていますので、そういった人数の関係だとかですね、そういったこと含めて駆除頭数っていうのは、ほぼ決めておりますので、当分の間はそういった頭数で進めていきたいなと思います。

それと、5頭の例えば、個人で有効活用できないかっていうそれを増やしてくれないかということだと思うんですけど、そういうことについてはですね、猟友会の方のいろんな意見を聞きながらですね、今後、協議していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○7番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい。

猟友会の方たちとお話し合いをして、今後、できる限り、鹿の数を、駆除の数を減らしていくようにしていただければと思います。

そのお話し合いをするとかいうのは、いつ頃になりますでしょうか。

○議長（西原 浩君） 横田議員、ちょっと通告からだんだんちょっと外れていってしまっ、（1）は育成、ハンターの支援策なので、そこからちょっと外れている。

それじゃ、答弁できるそうなので、産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

猟友会との協議についてはですね、都度、協議はできるんですけども、年1回、4月ですけれども、有害鳥獣対策協議会という組織がありますので、そっちの会議の中でですね、るる協議していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○7番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい、わかりました。

次に、2番に行きます。

エゾシカの越冬地対策として野付半島、走古丹地区で囲いわなによる生態捕獲を行なっていますが、その稼働状況や運搬処理などで課題があればお聞きします。

○水産みどり課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（小野武史君） それではですね、直近3年間の稼働状況でお答えします。

まず、令和2年度が715頭、令和3年度が819頭、令和4年度が328頭となっております。

また、越冬地対策で捕獲をしたエゾシカにつきましては、全頭有効活用しており、こちらにつきましては、運搬費込みで無償により、引き取りを行ってもらっているためですね、現状では、特段、運搬処理についての課題はないといった状況でございます。

○7番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい、わかりました。

次、3番に行きます。

囲いわなの鹿は、町外の業者に引き渡していますが、町内で有効活用することはできないか、町としての所感を伺います。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 現在は、町外の専門業者に無償で運搬処理をしてもらっております。

これは、捕獲したエゾシカを適正に有効活用していただくため、一定の捕獲頭数を収容する施設規模を有し、捕獲の都度対応できる機敏性、衛生的な処理能力、また、継続性をもって対応できることを一定の条件としていることから、町内で同様の条件でですね、有効活用していただける業者がいるならば問題はないものというふうに考えております。

○7番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） 町内で、もしその条件をクリアしている業者があれば、鹿をもらえることができるということですね。

今は、無償で鹿を業者の方に、町外に渡していると思いますけれども、町として販売をするという形とかにはできないものなんでしょうか。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 鹿の販売というか、鹿の買い取りっていうことでよろしいかと思うんですけども、そういった協議もですね、いろいろこれまでもずっと協議はしてきていますが、実際ですね、販売価格だとかですね、販売じゃない、買取価格ですか。

そういった協議もなかなか合意に至らないっていう面もありますが、それについては、引き続き、これからも協議は進めていきたいなというふうには考えております。

○7番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい、わかりました。

ぜひ、有効活用していただきたいと思います。

4番目、別海町内の事業者でも、鹿肉を食用として店で提供したり、ふるさと納税の返礼品として活用しています。

今後、町はこのような事業者と協力して、全国的に鹿肉の美味しさを広げていくため、

そのPRなど取組が必要だと考えますが、町長の所感を伺います。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

近年では、鹿肉も全国的に認知されつつあると考えております。

本町でも、複数の業者が鹿肉を扱った商品を販売しており、町においても事業者と協力のうえ、ふるさと納税返礼品として扱うなど積極的なPRを展開しております。

また、今年度は、友好都市である枚方市と、産業間連携の一環として、枚方市のフレンチ店に本町の鹿肉を紹介し、実際に店のメニューに加えていただくなどの取組も行っております。

こういった取組を広く行うことが、エゾシカの有効活用につながり、結果としてエゾシカによる被害も軽減できると考えておりますので、今後も、あらゆる機会を通じ、鹿肉の魅力を伝える取組を実施したいというふうに思います。

○7番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） わかりました。

ぜひ、PRに取組、有効活用していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、7番横田保江議員の一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

特別委員会及び常任委員会開催のため、本日散会后からと12月13日及び14日の2日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本日散会后からと12月13日及び14日の2日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、本日この後は、広報・広聴常任委員会が開催され、明日13日は、予算決算審査特別委員会が午前10時から、産業建設常任委員会が午後1時30分から、明後日の14日は、総務文教常任委員会が午前10時から、福祉医療常任委員会が午後1時30分から、それぞれ開催されますので宜しくお願いいたします。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時13分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員